

消費生活

No. 104

平成25年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



高齢者の被害が増加！ 「買え買え詐欺（劇場型勧誘）」にご注意!!

●第40回成田市消費生活展 エコクイズ結果 ～成田市消費生活モニターより～

「第40回成田市消費生活展」を開催しました



2月23日（土）・24日（日）の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて「第40回 成田市消費生活展」を開催しました。

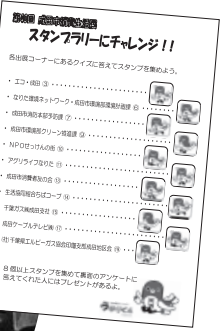
今回は「今こそ活かそう!みんなの知恵～暮らしの中にちょっとした工夫を～」をテーマに、日頃の消費生活に役立つたくさんの情報を展示・紹介し、来場された方々を迎えました。また、11の団体の協力を得て、クイズに答えてスタンプをあつめる「スタンプラリー」を実施し、2日間で538人の方にご参加いただきました。



太巻き寿司の実演



スタンプラリー



劇場型勧誘

高齢者の被害が増加!

「買え買え詐欺」にご注意!!

近年、高齢者の消費者トラブルが増加しています。特に目立つのは未公開株などの金融商品に関する詐欺的な儲け話のトラブルで、被害額も高額です。

被害が増加している要因としては、複数の業者が介在している「買え買え詐欺」など、手口がより巧妙化・悪質化していることがあげられます。

◎ 「買え買え詐欺」の手口

勧誘業者であるB社が、A社の販売する権利(未公開株や社債等)について「購入額を上回る金額で買い取る」などとウソの説明をし、販売会社(A社)と取引することでもうかると消費者に思い込ませ、A社へお金を支払わせるよう仕向けるというようなもので、もちろん購入しても買い取ってはもらえません。

買え買え詐欺の典型例

1 消費者の自宅に販売会社(A社)の権利(未公開株、社債等)に関するパンフレットや申込書が入った封筒が送られてくる。

新規事業に関する
出資勧誘です。
(A社)

2 B社から「A社の封筒は届いてないか。A社が販売する権利は大変価値があるが、封筒が届いた個人しか購入することができない。代わりに買ってくれば高値で買い取る。」などと電話で消費者に勧誘し契約をあおる。

A社は将来有望。僕は買えないので代わりに買ってあげよう。高値で買い取りますよ。

3 消費者がA社に権利の購入を申し込み、代金を支払う。

購入申込

4 最終的にA社B社ともに連絡が取れなくなる。「権利証券もどき」だけが消費者の手元に残る。

A社
お掛けになった電話番号は、現在使われておりません...

B社
お掛けになった電話番号は、現在使われておりません...

怪しい権利書

「買え買え詐欺」は、複数の業者が登場し、さも「演劇」のように仕立て上げられた勧誘が行われるため、「劇場型勧誘」とも言われています。

◎「買え買え詐欺」の特徴

特徴

1

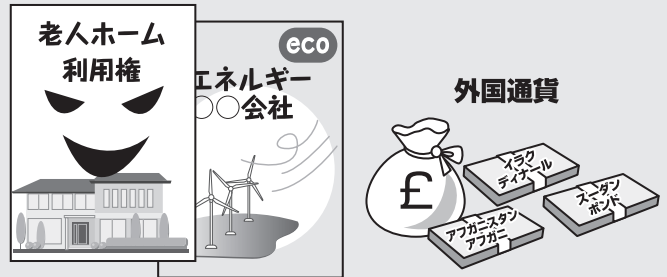
消費者は、初めのうちは勧誘会社の話を信用しないが、何度も、また場合によっては他の複数の業者からも「価値のあるものなので高額で買い取る」と勧誘を受けるうちに信用してしまいお金を支払ってしまう。

特徴

2

話に用いられるものとして、最近話題になっているものや、高齢者が興味や関心を持ちそうな事業、新しく将来性のある事業、そして社会貢献につながりそうな事業が多く見られる。

投資対象（権利）としては、未公開株、怪しい社債、各種ファンド、怪しい権利取引（水資源の権利、老人ホーム利用権、鉱山の探掘権、外国の土地に関する権利）、医療機関債、外国通貨など様々で、実態があるか定かでないものが多く、被害は広がりを見せている。



◎まだある！いろいろな手口

◆公的機関を装う

金融庁などの公的機関をかたって電話をかけ、「買え買え詐欺が流行っているので注意するように。でも、○○会社は信頼できる会社です。」などと言って信用させ、未公開株などを買わせる手口。

◆代理購入すれば謝礼を払う

「代理で購入してほしい。購入してくれたら後で謝礼を払う。」などと言って権利を購入させ、結局謝礼は払わないという手口。

◆過去の被害を取り戻す(二次被害)

過去に投資詐欺の被害を受けた人に、当時購入した未公開株を買い取り被害回復をすることで電話をかけ、その条件として別の未公開株の購入を求めるといった手口。



◎だまされないためのアドバイス

○金融商品や権利について、「買い取るから利益になる」などと他社と契約させようとする話には絶対に耳を貸さないようにしましょう。

実際、消費者が利益を得たり、被害が回復できたケースは確認されておらず、お金を支払った後、業者とは連絡不能になることがほとんどです。

○おかしいなと感じたら「契約する前」「お金を支払う前」に相談しましょう。

○周りの人も高齢者がトラブルに遭っていないか気を配りましょう。

「買え買え詐欺」のトラブルでは、高齢者が被害に遭うケースが目立ちます。口数が減る、買い物をあまりしなくなる、借金を申し込んでくるなど日常生活に変化が生じていないか気を配り、不自然な点があれば消費生活センターへ相談するよう勧めましょう。



「第40回 成田市消費生活展」

エコクイズ結果

～成田市消費生活モニターより～

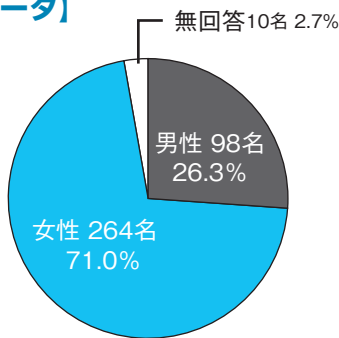


今回、成田市消費生活モニターは「ちょっとした工夫でエコライフ」をテーマに出展しました。家庭での省エネ・ごみの減量化に関する展示をし、エコクイズを出題したほか、家電製品の消費電力測定コーナーなどを作り、1年間の学習の成果を発表しました。

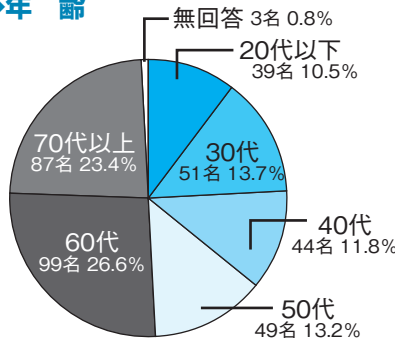
なお、皆さまにご協力いただきました、クイズの正解と正解率等は次のとおりです。

【参加者データ】

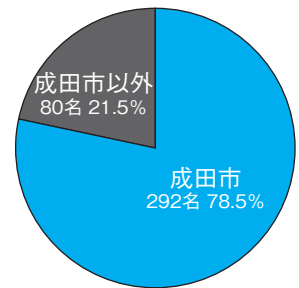
◆性別



◆年齢



◆お住まい



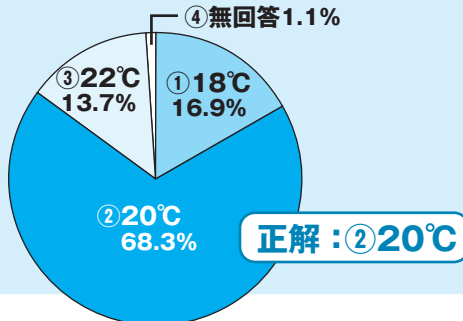
エコクイズ

Q1 成田市では昨年10月からごみの分別区分が変更されました。次のごみは何色の指定袋に入れたらよいでしょう。(市内の方のみ)

	正解	正解率
① ゴムの長ぐつ	青色	87.7%
② 化粧品のビン	赤色	84.9%
③ 刃のついた髭剃り	黄色	96.1%
④ 醤油のペットボトルとそのふた	(ペットボトル) 橙色 (ふた) 白色	52.4%
⑤ 使用済みのアルミホイール	黄色	59.9%

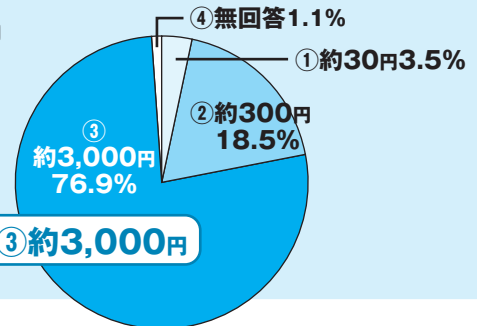
Q2 エコな生活を心掛けるうえで、冬の暖房の設定温度は何℃が推奨されているでしょうか？

解答率



Q3 シャワーの時間を1分短くすると、1年間で水道代とガス代をいくら減らせるでしょう。

解答率



消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161 ●